

「孤立化集落対策マニュアル」見直し（案）の概要

1 見直しの趣旨

孤立化するおそれのある集落の対策については、平成16年新潟中越地震を教訓として、県においては、平成17年度に、市町村・県・防災関係機関が、平時、災害時にそれぞれが行うべき対応策をマニュアルとして策定している。

マニュアルの策定以降、防災関係機関等の取組状況や通信環境等に変化が見られることや、能登半島地震で発生した孤立集落に係る課題等も踏まえ、防災関係機関との更なる連携強化や、自主防災組織の自助・共助等の取組の充実・強化など、内容の充実を図る改定を行う。

2 能登半島地震で発生した孤立集落に係る主な課題等

- ・ 地域の状況把握
- ・ 通信・ライフライン（電気・ガス・水道等）の確保
- ・ 物資等の搬入
- ・ 早期の道路啓開
- ・ 救出・救助活動開始までの避難生活の維持 等

3 見直しの主な内容（能登半島地震の課題等も踏まえた見直し）

- ・ 孤立化の定義を具体的に記載
※ 道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動や物資の流通が困難もしくは不可能となる状態
- ・ ヘリコプター等を活用した上空からの被害状況調査や、県職員の市町村役場への派遣（リエゾン）等による孤立化した集落内の状況把握（支援物資の要請や救急患者の搬送の有無など）を実施し、必要に応じて救急患者の搬送や各般の応急措置を実施する旨を記載
- ・ 通信事業者は、応急復旧作業が長期化するおそれのある場合、自社の保有する移動型基地局（車載型基地局、船上基地局など）を活用し、孤立化した集落における通信手段の確保を図る旨を記載
- ・ 市町村において、孤立化するおそれのある集落との通信手段について、事前の整備・確保に努める旨を記載
- ・ 食料や医薬品などの支援物資の搬入を行うため、ヘリコプターなど航空機の臨時の離着陸場を選定・確保し、平常時から消防や警察等とその場所や運用方法等について情報共有を図る旨を記載
- ・ 道路交通の途絶を想定し、平常時から、地元漁業協同組合との人員や物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、海上交通による緊急輸送手段の確保に努める旨を記載
- ・ 発災後の道路啓開や応急復旧等を迅速に行うため、建設業団体やインフラ事業者等との連絡体制の整備を図る旨を記載
- ・ 集落における自主防災組織等において、平時から、緊急連絡体制の整備、避難所運営訓練や防災訓練の実施、食料や飲料水、非常用電源などの備蓄の整備などが図られるよう、集落内の防災力の充実・強化に取り組む旨を記載